平成２９年（フ）第１５２号
愛媛県松山市吉藤２丁目16番50号
債務者　日村　照男
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
愛媛県今治市石橋町１丁目１番13号、前住所千葉県富里市新橋772番地52、前々住所三重県桑名市新西方、前々々住所静岡市葵区松富２丁目２―77、前々々々住所福井県武生市高瀬２丁目１―30
債務者　奥津　英王
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１８号
高知県須崎市上分甲453番地
債務者　大城　一幸
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第１６３号
福岡県久留米市城島町楢津895番地１
債務者　峯　　愛香
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６９号
福岡県久留米市東合川新町２番７―１号
債務者　今井　梅子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１７１号
福岡県久留米市小森野３丁目14番３号
ビューカトレアⅡ201号
債務者　梅崎　恵介
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３４号
大分市北鶴崎１丁目４番４号（ヴィラ鶴崎205）
債務者　佐藤　郁江
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３８号
宮崎市恒久４丁目14番地12
債務者　川畑　秀生
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０２号
金沢市森山１―24―９、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目217番地（従前の住所）金沢市横川２丁目205番地３
債務者　村井美智子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６０号
石川県かほく市白尾タ204番地　ベルヴェデーレ白尾Ｂ棟101号、従前の住所石川県かほく市白尾ヲ58番地１
債務者　西村　貴子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４２号
岐阜市宇佐３丁目11番24号
債務者　西田　英子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
広島県呉市三条４丁目12番６号、申立て時の住所広島県呉市瀬戸見町１番２号
債務者　大段しのぶ
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６３号
広島県呉市和庄本町17番22号
債務者　北内　麻友
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６８号
広島県呉市三和町10番11号
債務者　井手　真也（旧姓住本）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１６４号
福岡県久留米市原古賀町20番地１　レディバード808号、前住所福岡県久留米市梅満町19番地１　ソロンＢＬＤ梅満２棟306号
債務者　山村　雅敏
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６７号
福岡県小郡市小郡858番地１　まえだビル305号、前住所福岡県小郡市小郡728番地10　マイティ仁徳102号
債務者　藤原　由美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３４２号
熊本市西区横手３丁目11番20号　馬原第１ビル202
債務者　桑原　隆志
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係